

別表2

区分	1. 補助対象経費	2. 補助率	3. 基準額
(1) 介護テクノロジーの導入支援事業	ア 重点分野に該当する介護テクノロジー 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（以下「重点分野」という。）に該当する機器等を導入する際の経費 イ その他 ア によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等 【留意事項】 - 同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない(補助は1機種限り)。 - 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等を補助対象とする。開発に要する経費は補助対象とはならない。 - 福祉用具情報システム」((公財)テクノエイド協会が提供。以下「TAIS」という。)で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。 - 機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。 なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して以下のとおり算出する。 ①主となる機器が介護ソフトの場合は、「3. 基準額」の「アで示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」」に定める基準額 ②主となる機器が介護ソフト以外の場合は、「3. 基準額」に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額	4分の3以下	・アで示す機器等のうち「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器又はイで示す機器 100万円 ・アで示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」 職員数に応じて必要なライセンス数 が変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、以下の基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円を基準額とする。 なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所移乗とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算する。 職員数 1名以上10名以下 100万円 職員数 11名以上20名以下 150万円 職員数 21名以上30名以下 200万円

区分	1. 補助対象経費	2. 補助率	3. 基準額
	と し、通信費は上記経費には含まないこととする。 - 重点分野のうち「介護業務支援」には、いわゆる介護ソフトも含まれる。 - 介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にすること。 - 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記を要件とする。 - 国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、 「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること - 公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。 ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテストHP (掲載先：https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/) 厚生労働省 介護ソフトの機能調査結果HP (掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html) - 消費税及び地方消費税並びに別表 2（2）又は（3）の		職員数 31 名以上 250 万円 ※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。 ※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 2 条第 8 号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。 ・アで示す機器等のうち上記以外のもの 30 万円 ・その他 補助額のうち、導入機器等と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレ

区分	1. 補助対象経費	2. 補助率	3. 基準額
	補助を受ける部分は補助対象とならない。		ット端末) について、1 台あたりの補助額は10万円以内とする。
(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	(1) の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーの導入に係る経費（通信環境整備にかかる経費も支援対象に含む。）。 消費税及び地方消費税並びに別表2（1）の補助を受ける部分は補助対象とならない。 【留意事項】 (1) 介護テクノロジーの導入支援事業を参照すること。	(1) と同じ	- 機器等の合計経費1,000万円以下 - その他 補助額のうち、導入機器等と一体的に使用するための情報端末 (PC、タブレット端末) について、1 台あたりの補助額は10万円以内とする。
(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業	ア コンサルティング会社等による業務改善支援 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援を受けるための経費 なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明は補助対象とはならない。 また、介護生産性向上総合相談センターや厚生労働省委託事業の相談窓口が実施する研修は県又は国それぞれの事業において費用負担するため補助対象とはならない。 【留意事項】 消費税及び地方消費税は補助対象とならない。	(1) と同じ	45万円